

私たち消費者の強い味方

横浜市消費生活総合センター

消費者トラブルに関する相談業務を、 専門の資格を持つ消費生活相談員が承ります。

相談内容

- ☑ 問題解決のための助言・情報提供
- ☑ 購入した製品の欠陥、事故の相談受付や報告
- ☑ 契約トラブルのあっせん等



消費生活相談専用

電話 045-845-6666

時間

平日午前9時~午後6時 土・日午前9時~午後4時45分 ※祝日・休日、年末年始を除く



相談事例検索の アシスト(チャットボット 機能を試験的に 導入中!

パソコン・スマートフォンからご利用ください。

横浜市消費生活総合センター

検索

消費生活推進員による高齢者の見守り活動



特徴1 騙されたことに気づきにくい

特徴2 被害にあっても誰にも相談しない



- ●編集・発行 港南区消費生活推進員の会
- ●事 務 局 港南区役所地域振興課 ☎045-847-8392 Fax 045-842-8193 〒233-0003 港南区港南4-2-10



第47号 令和3年3月発行

消費生活推進員だより

わたしたち消費生活推進員は、横浜市から委嘱を受けて、 「悪質商法」被害防止に向けた取り組みや、地域の見守り活動を行っています。





地域における安全で快適な消費生活の推進を目指して

港南区消費生活推進員の会 代表 石川 彰子

今年度は新型コロナウィルスの影響で、イベントへの参加や人を集めての啓発活動などに制限がありましたが、消費生活推進員みなさんの工夫で様々な情報発信に取り組みました。消費生活に関するトラブルがあったら悩んでいないで相談することが大切です。引き続き、横浜市消費生活総合センターや警察との連携を強化して、安全で快適な消費生活の推進に取り組んでまいります。

